仕　様　書

　この業務委託は、広島市皆賀園（以下「施設」という。）に通園する障害者及びこれを介助する添乗者（以下「利用者等」という。）を、通園バスにより安全確実に輸送するとともに、当該車両を適正に管理することを目的に、次により実施するものである。

**１　対象車両**

（１）発注者が受注者に運行管理を委託する車両（以下「対象車両」という。）は１台とし、発注者が広島市より借り受けた車両とする。なお、当該車両を委託契約期間内に更新等した場合には、更新等車両を対象車両とする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 車両番号 | 登録年月日 | 種別 | 用途 | 車名 | 定員 | 車両寸法（単位：ｍｍ） | 総重量 |
| 長さ | 幅 | 高さ |
| 広島200　　　さ 1544 | H29.3.28 | 普通 | 乗合 | 日産 | 29人 | 6,995 | 2,065 | 2,635 | 5,545kg |

　※ 定員は、運転手を含んだ人数である。

（２） 車椅子使用者が通園することとなった場合には、輸送手段及び輸送方法等について、発注者・受注者協議しこれを決定するものとする。

**２　業務内容**

（１）運行経路等

　　　運行経路及び停車箇所については、別途、発注者が定めるものとする。

（２）運行日時等

①　運行日

　　 　 次に掲げる日を除く月曜日から金曜日とする。

　　　ア　「国民の祝日に関する法律」（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

 　イ　１２月２９日から３１日、１月２日から１月３日

　　　ウ　８月６日

エ　皆賀園祭の代休日１日間

オ　別途発注者が定める日

②　運行時間

概ね、次に掲げる時間とする。

　　　ア　往路　午前７時３０分から午前９時３０分まで

　　　イ　復路　午後３時１５分から午後５時まで

　　　ウ　交通渋滞、並びに必要に応じ運行する場合は、発注者の指示により随時運行するものとする。

③　その他

前記、（１）及び（２）①～②に関して、施設の運営計画（行事等）、利用者の状況、気象状況、道路事情等に応じて、運行時間（配車時間を含む）及び運行経路を変更、または運休することがある。この場合、発注者は受注者に対し、事前に指示するものとする。

（３）利用者についての理解

　　　受注者は、乗車する利用者の障害等について正しく理解したうえで、従業員に対し、次に掲げる事項を遵守させるものとする。

　　①　利用者は、情緒が不安定な場合があるので、その行動に気を配るとともに、添乗者の指示に従い、適切な配慮を行うこと。

　　②　利用者の中には、言葉で意思疎通を行うまでに至らない者、こだわりの強い者、特異な行動を行う者等がいることを理解するとともに、その行動が予測できるよう努めること。

　　③　利用者及び添乗者との信頼関係が築けるよう努めるとともに、利用者の特性を考慮した安全で適切な運行ができるよう努めること。

（４）緊急時の対応

　　①　受注者は、交通事故が発生した場合、警察及び発注者に直ちに連絡するとともに、自己の責任において対応しなければならない。

　　②　発注者が風水害等により緊急降園が必要であると判断した場合は、その指示に従い速やかに配車すること。

　　③　受注者は、対象車両が故障した場合は、代替車両の手配等、利用者の通園に支障の無いよう協力すること。

（５）車両管理

　　①　受注者は、対象車両を毎日清掃するものとし、常に清潔に保つとともに、適宜ワックス掛けや消毒等の措置を講じ、利用者等に不快感を与えることがないよう、心がけなければならない。

　　②　受注者は、運行前及び運行後において最低限度の車両点検を行い、（２）②ア及びイに示す時間に、安全かつ確実に運行できる状況を常に整えなければならない。

　　③　タイヤ、オイル、バッテリー等の交換、燃料の給油、法定点検及び対象車両の修繕に伴う車両移動は、発注者の指示により受注者が行うものとする。

（６）誘導補助

　　　受注者は、利用者が円滑に施設を利用できるよう、往路到着後においては下車後から、復路出発前においては乗車前までにおいて、次の補助業務を行うものとする。

　　①　利用者が安全に乗降できるよう確認を行うほか、必要に応じて介助を行うこと。

　　②　施設玄関ホールから対象車両までの間、声掛けなどを行い、円滑に対象車両に乗車、または施設を利用できるよう利用者を誘導すること。

（７）その他

　　　受注者は、施設運営に必要とされる業務を率先して行い、施設の円滑な運営に協力するものとする。

**３　業務実施に当たっての留意事項**

（１）受注者は、道路交通法、道路運送車両法等関係諸法規の定めに従って運行し、利用者の安全を図らなければならない。

（２）受注者は、乗降場所等において利用者の乗車もれ、降車もれのないよう留意するとともに、利用者の安全を充分に確認すること。

（３）利用者の乗降には特に注意を払うとともに、乗車時においては利用者の着席を確認した後、降車時においては利用者が完全に降車し、かつ車両から安全な場所に離れたかを確認するなど、利用者の安全を充分に確認し車両を発進しなければならない。

（４）受注者は、対象車両の故障等、運行に不都合が生じたときは、直ちに発注者に報告しなければならない。

（５）受注者は、統一した衣服を従業員に着用させるものとする。

（６）従業員には、次の事項を遵守させるものとする。

　　①　施設が福祉施設であることを十分に認識し、仮にも利用者に対し不快感を与えるような言動をしないこと。

　　②　休息、休憩は指定した場所等で行うこと。

　　③　清掃等の作業の合間において休息する場合は、機材、器具等を一箇所に整頓し、第三者の邪魔にならないよう配慮しなければならない。

　　④　緊急時等やむを得ない場合を除き、自己の自家用自動車を施設敷地内に駐車しないこと。なお、自己の自家用自動車を施設敷地内に駐車させる場合は、事前に発注者の了承を得ること。

（７）受注者は、運行中に急病人の発生等の緊急事態時には、救急機関及び発注者への連絡などを率先して行い添乗者に協力するものとする。

（８）受注者は、業務を実施するにあたり、運行における注意点や停車箇所、経路等及び誘導補助について、事前に発注者の指導を受けるものとする。

　　①　受注者は、発注者が運行状況（運行時間、停車箇所の安全性等）確認のため、運行経路の試走を必要とした場合は、対象車両を用いて、発注者の立会いのもと試走を行うものとする。なお、運行時間、運行経路については発注者が指示するものとし、試走の実施について、発注者は受注者に事前に連絡するものとする。

②　受注者が指定した現場責任者は、発注者の主催する会議に出席し、施設職員からの要望、改善要求に対し適切な処置、及び従業員教育を行わなければならない。なお、当該会議は年間２回以上不定期に実施するものとし、会議開催日時については、別途、発注者が通知するものとする。

③　発注者は、前記２の（６）の誘導補助に係る指導を行うにあたり、別途、受注者に留意点を通知するものとする。

（９）受注者は、通園バス運行経路について、その運行について困難を来たす要因があると判断した場合は、その状況及び理由を発注者に申し出ることとする。また、道路交通法上不適切な運行経路であると判断した場合も同様とし、それぞれ適正な運行経路を提案できるものとする。

（10）受注者は、施設敷地内において対象車両を停車させるときは、利用者の通行等の妨げにならないように停車すること。また、対象車両を離れるときは、車内を点検し必ず施錠すること。

**４　安全運転責任者の選任**

 受注者は、安全運転責任者を当該業務に従事する者の中から選任し、発注者に届け出るものとする。

 安全運転責任者は、発注者の選任する安全運転管理者の指導に基づき、道路交通法の定めを遵守する旨を持って、対象車両の運行に係る法令等を遵守し、安全運転を行うように常に心がけなくてはならない。

**５　報告事項等**

（１）受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び従業員の氏名、資格者証（免許証の写し）を報告するものとする。現場責任者及び従業員に変更があったときも同様とする。

（２）広島市社会福祉事業団委託契約約款第６条に定める委託業務実施計画書は、月間計画書とし、前月の20日までに（４月分については、契約締結後速やかに）提出して、発注者の承認を受けなければならない。

（３） 広島市社会福祉事業団委託契約約款第１２条第１項に定める委託業務実施報告書は業務日誌及び月間報告書とし、業務日誌は毎日（休日等の場合には翌日）、前日分（３月３１日分は当日）を提出し、月間報告書は翌月の10日（ただし、３月分については３月３１日）までに提出して、それぞれ発注者の確認を受けるものとする。

（４）受注者は、２（１）で指定された運行経路及び停車箇所に基づき有料道路を通行する場合、発注者が別に定める「有料道路利用回数実績報告書」の様式に利用回数等を記載し、（３）の月間報告書と併せて発注者に提出及び確認を受けるものとする。

**６　費用の負担等**

（１）委託業務を行うために要する費用のうち、次のものは、発注者の負担とする。

 ①　燃料費

②　タイヤ、オイル、バッテリー及び車両修繕料（ただし、受注者の責任に帰する事由による車両修繕を除く）

 ③　自動車検査料（法定点検を含む）及び手数料

 ④　自動車重量税

　⑤　自動車損害賠償責任保険料

　⑥　高速道路料金（発注者が指定する有料道路区間）

（２）受注者は、交通事故等、受注者の責めに帰すべき事由により対象車両等が運行できなくなった場合には、代替手段の確保を講じるとともに、その費用を負担するものとする。

**７　任意保険**

（１）受注者は、業務に使用する対象車両について、次に掲げる保険金以上の任意保険に加入するものとする。また、加入に際し、免責条件は設定しないこととする。

①　対人損害賠償保険　　　　　１事故につき　　無制限

②　対物損害賠償保険　　　　　１事故につき　　無制限

③　人身傷害保険　　　　　　　１名につき　　　３，０００万円

（２）受注者は、（１）に定める任意保険に加入した証として任意保険契約成立後、速やかにその写しを発注者に提出しなければならない。

**８　労働法上の責任**

受注者は、現場責任者及び従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法等労働関係諸法及び社会保険諸法令上の責任をすべて負い、また、アルコール検知のほか責任をもって労務管理を行うものとする。

**９　損害賠償**

受注者は、その責により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

**10　その他**

この仕様書に定めのない事項については、発注者・受注者協議してこれを定めるものとする。